

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公団等)</p> <p>第25条 条例第41条第1項の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>独立行政法人緑資源機構</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>岩手県住宅供給公社</u></p> <p>(8) [略]</p>	<p>(公団等)</p> <p>第25条 条例第41条第1項の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。